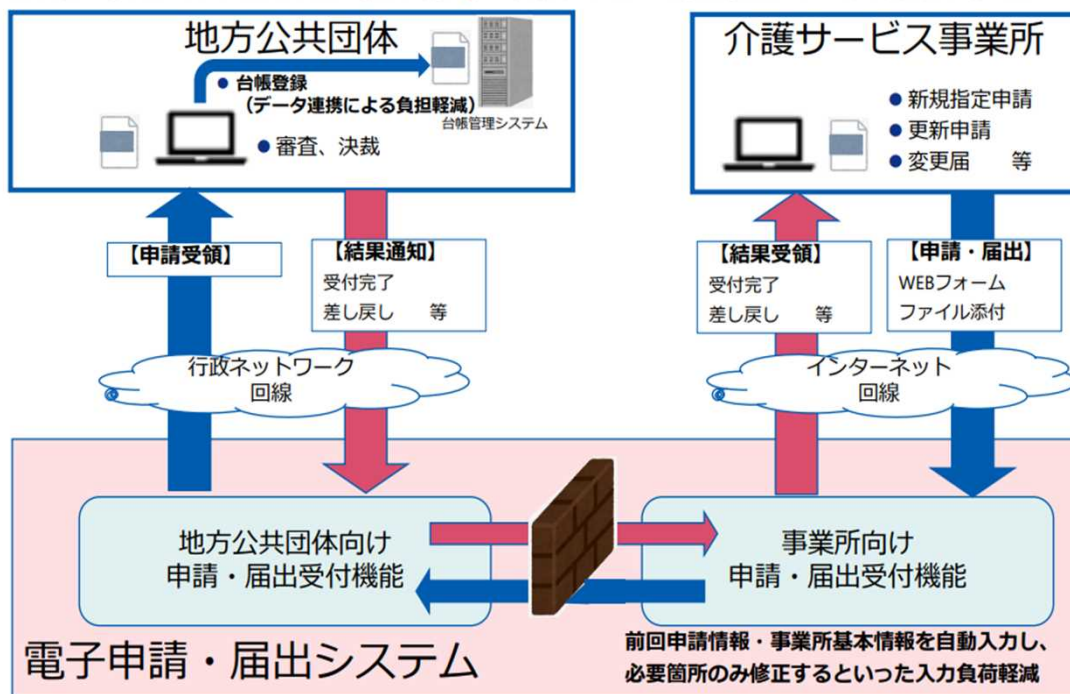


電子申請届出システムについて①

介護サービス事業者等が県・市町に対して行う指定申請等は、デジタル技術を活用して介護分野の文書事務の負担軽減を推進する観点から、**原則、国の「電子申請・届出システム」**を利用するよう、**介護保険法施行規則の改正**が行われました。 ※施行期日：令和6年4月1日。猶予期間：令和8年3月31日まで。

電子申請届出システムの概要

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



厚労省 社会保障審議会の取りまとめ概要(抜粋)

※ 令和4年11月7日

指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- 標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を行うべきである。(施行時期：令和6年度)

「電子申請・届出システム」について

- 手引きや操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行うべきである。
- 早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の横展開等により早期利用開始を促すべきである。
- 利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行うべきである。
- 機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行うべきである。
- システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の所要の法令上の措置を行うべきである。

電子申請届出システムについて②

- 令和7年度までのシステムの利用開始が指定権者に義務付けられたことを受けて、兵庫県では令和6年6月以降に本システムによる受付を開始する予定です。

※ 県が指定権者となるサービスのみ。利用開始時期は指定権者により異なります。

- 法施行規則の施行に伴い、令和6年4月1日以降に県へ新規指定・変更申請等の手続きを行う場合、原則として厚生労働大臣が定める様式により行うものとされました。

システム利用開始までの間、この様式により県へ申請手続きしてください。

新様式は県ホームページに掲載しています。

- 今後、システム利用開始にあたり、県が指定権者である事業者に対して、必要な手続き等を順次案内しますので、確認をお願いします。

【準備が必要な事項の例】

- ・ 「GビズID」の取得
- ・ 新しい様式での申請準備

※ システム利用開始までに申請する場合



2. 指定申請様式等の使用原則化（令和6年4月1日以降）

（1）厚生労働大臣が定める様式等（令和6年4月1日以降に使用）

指定居宅サービス事業所等

| | | |
|--------------|------------------|------------------|
| 厚生労働大臣が定める様式 | PDF PDF版 [343KB] | X EXCEL版 [482KB] |
| 標準様式 | PDF PDF版 [3.5MB] | EXCEL版 (zip) |
| チェックリスト等 | PDF PDF版 [381KB] | EXCEL版 (zip) |

指定地域密着型サービス事業所等

| | | |
|--------------|------------------|------------------|
| 厚生労働大臣が定める様式 | PDF PDF版 [1.8MB] | X EXCEL版 [343KB] |
| 標準様式 | PDF PDF版 [5.9MB] | EXCEL版 (zip) |
| チェックリスト等 | PDF PDF版 [295KB] | EXCEL版 (zip) |

基準該当サービス事業所等

| | | |
|------|------------------|--------------|
| 標準様式 | PDF PDF版 [399KB] | EXCEL版 (zip) |
|------|------------------|--------------|

介護予防・日常生活支援総合事業

| | | |
|--------------|------------------|------------------|
| 厚生労働大臣が定める様式 | PDF PDF版 [724KB] | X EXCEL版 [133KB] |
| 標準様式 | PDF PDF版 [1.4MB] | EXCEL版 (zip) |
| チェックリスト等 | PDF PDF版 [112KB] | EXCEL版 (zip) |

厚労省ホームページの掲載イメージ

介護事業所の申請届出の流れ

電子申請届出システムについて③

システム利用開始にあたっての介護事業所向けの支援メニューの紹介

1 電子申請届出システムのデモ環境の提供

事前にシステムの動きや操作方法を確認できます。

URL (<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>) から、IDとパスワードを入力してください。

●ログインID: 次のいずれかのIDを使用してください。

demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp

demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp

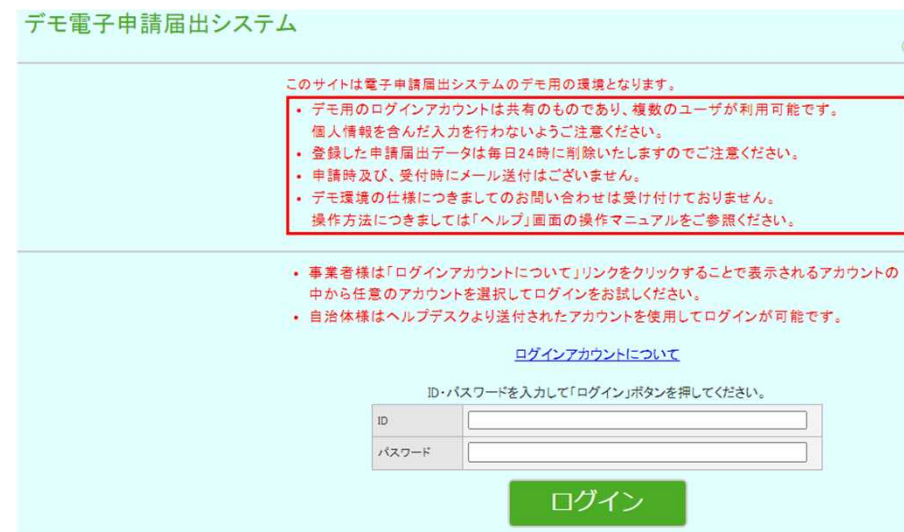
demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp

●パスワード: 「password」（上記IDと全て共通）

2 操作ガイド(事業所向け)説明動画

実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCI_5MM5



介護事業所・施設向け



電子申請届出システムの操作説明

利用準備編

